

広告物景観形成地区の指定

平成21年12月28日
告示第615号

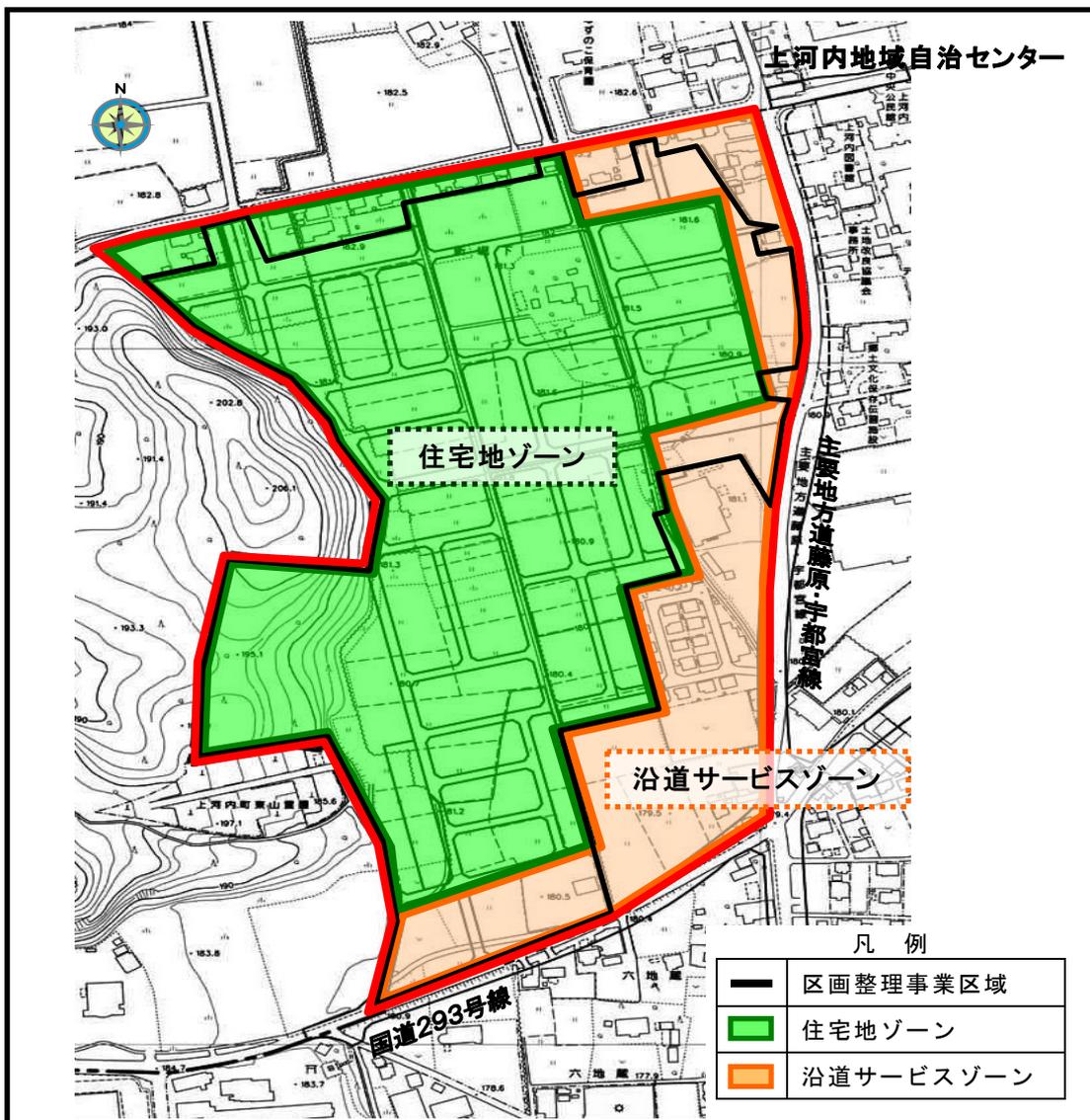
宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第3条の2第1項の規定により，広告物景観形成地区を指定し，及び同条第2項の規定により当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めたので，同条例第12条の規定により，次のとおり告示し，平成22年1月1日から適用する。

1 広告物景観形成地区の名称

中里原地区

2 広告物景観形成地区を指定する土地の区域

宇都宮市中里町の一部であって下図に示す区域（約19.0ha）



広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準

1 基本方針

中里原地区は、宇都宮の北部に位置し、北は羽黒山、南は豊かな田園景観に囲まれ、恵まれた自然に接している。

この自然環境との調和を図りながら、「新しい街」と「自然」が共存した住環境を創出し、緑豊かな、ゆとりと潤いのある景観形成が求められる。

このようなことから、これらの実現のために街並みを構成する要素としての屋外広告物についてルールを定め、宇都宮市屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定し、良好な住環境を創出する。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 基本目標

快適でゆとりと潤いのある緑豊かな街並みに配慮した広告景観の形成を図る。

(2) 基本的考え方

地区全体が自然環境との調和を図る地区であり、良好な住環境を創出するため、形状や面積、色彩などについては、周辺環境と調和するよう適切な規制・誘導を図り、落ち着いた街並みを創出する。

2 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、別表第1(2)中里原地区に定める基準によるものとする。

3 経過措置

この基本方針及び基準の施行の際、現に中里原地区において宇都宮市屋外広告物条例又は中里原地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された中里原地区地区計画で定められた地区整備計画をいう。）の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、施行の日から3年間は、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。

別表第 1

(2) 中里原地区

種類	区分		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
	基準			
屋上広告物			表示してはならない。	高さ 3メートル以下で、かつ、表示面積 40 平方メートル以内
独立広告物	基数		敷地内の表示基数は、2 基以下	敷地内の表示基数は、必要最小限とすること。
	高さ		地上から上端までが 6メートル以下	地上から上端までが 10メートル以下
	表示面積		敷地内の合計は、10 平方メートル以内	敷地内の合計は、20 平方メートル以内
壁面広告物	表示面積		利用し、又は表示する壁面（開口部を含む。以下同じ。）の面積の 10 分の 1 以内で、かつ、表示面積の合計が、10 平方メートル以内	利用し、又は表示する壁面（開口部を含む。以下同じ。）の面積の 10 分の 1 以内で、かつ、表示面積の合計が、20 平方メートル以内
上記以外の広告物			別表第 2 に規定する第 2 種許可地域の基準を準用する。	
上記広告物に関する共通事項	種別		自家用広告物であること。	
	意匠		建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。	
	色彩		表示面の下地の色は、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度とすること。ただし、広告物の地の面積の 3 分の 1 以内で着色させる部分の色彩については、この限りでない。 ア R, YR 又は Y の場合 彩度 8 以下 イ G, GY, P, PB 又は RP の場合 彩度 6 以下 ウ B 又は BG の場合 彩度 4 以下	
	総表示面積		敷地内の表示面積の合計は、20 平方メートル以内	
	位置		道路上に張り出さないこと。	
	照明等		広告物の照明は、派手な電飾、点滅照明、動光及び映像装置を使用しないこと。	

備考 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が 5 平方メートル以内である場合には、この表の基準は適用しない。